

令和元年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三様

環境影響評価審査会
会長 服部 保

環境影響評価対象事業の追加並びに環境影響評価指針の改正について（答申）

平成31年3月12日付け諮問第140号で諮問のありました標記のことのうち、環境影響評価対象事業の追加について、下記のとおり答申します。

記

- 1 太陽光発電所を環境影響評価に関する条例の対象事業に追加することが適当である。
- 2 対象とする太陽光発電所の事業規模は「事業区域面積5ha以上の新設及び増設」とすることが適当である。

環境影響評価対象事業の追加
(太陽光発電所の追加) について

(一次答申)

令和元年9月26日

兵庫県環境影響評価審査会

目 次

環境影響評価対象事業の追加（太陽光発電所の追加）について（一次答申）

| | | | |
|---|------------------------|-----|------|
| 1 | 兵庫県内の太陽光発電所の設置状況 | ・・・ | p. 1 |
| 2 | 太陽光発電所の設置による環境影響等 | ・・・ | p. 3 |
| 3 | 太陽光発電事業のアセス法対象への追加 | ・・・ | p. 4 |
| 4 | 太陽光発電所の設置に係る関係法令等 | ・・・ | p. 5 |
| 5 | 太陽光発電所のアセス条例対象への追加の必要性 | ・・・ | p. 6 |
| 6 | 太陽光発電所の追加について | ・・・ | p. 7 |
| | 審議経過等 | ・・・ | p. 9 |

1 兵庫県内の太陽光発電所の設置状況

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

太陽光発電を始めとする再生可能エネルギー発電の導入は地球温暖化対策の重要な柱であり、取組を引き続き積極的に推進していく必要がある。

一方、平成 24 年度（2012 年度）から開始された固定価格買取制度により、全国的に特に非住宅用太陽光発電の導入量が大幅に増加しており、兵庫県内においても同様の傾向にある。

兵庫県では、今後、小水力発電やバイオマス発電等の導入を積極的に進め、大規模太陽光発電に偏らないバランスのとれた再生可能エネルギーの普及をめざすこととしている。

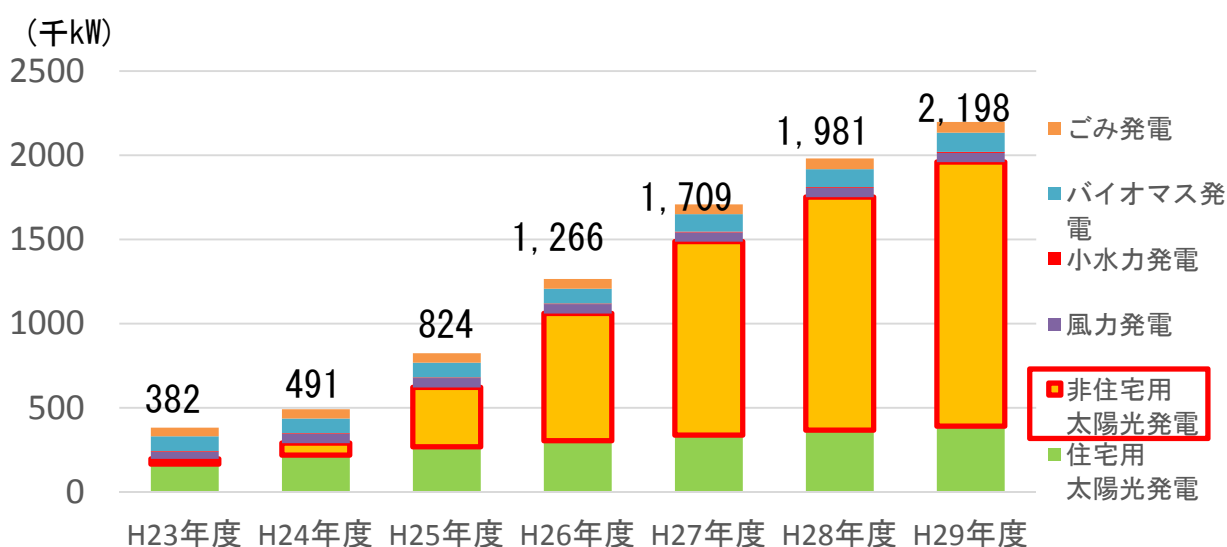


図1 県内再エネ導入設備容量の推移

(2) 大規模開発要綱における協議状況

太陽光発電施設は、平成 29 年 1 月 1 日から大規模開発及び取引事前指導要綱（昭和 50 年 2 月 1 日兵庫県告示第 185 号。以下「大規模開発要綱」という。）の協議対象（10ha 以上の開発行為）となっており、これまでにその適用となった太陽光発電施設は表 1 のとおりである。山林を開発して大規模な太陽光発電施設を設置する事例も出てきている。

(3) 太陽光条例における届出状況

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年 3 月 23 日兵庫県条例第 14 号。以下「太陽光条例」という。）が平成 29 年 7 月 1 日に施行された。

事業区域の面積が 5,000m²以上の太陽光発電施設の設置工事及び増設等工事が対象となっており（たつの市、小野市、三田市（市街化区域）、朝来市、多可町の区域においては、事業区域の面積が 1,000m²以上の施設が対象。神戸市及び三田市（市街化調整区域）は届出対象外。）、その届出状況は表 2 のとおりである。届出に係る総面積の約 8 割が森林での設置となっている。

表1 大規模開発要綱の適用となった太陽光発電施設一覧 (H29.1以降)

| 事業 | 事業実施場所 | 事業実施前の土地状況 | 事業区域面積 (ha) | 発電出力 (万kW) | R1.6末の状況 |
|-----------------------|-----------|----------------------|-------------|------------|----------|
| パシフィコエナジー-夢前メガソーラー発電所 | 姫路市夢前町 | ゴルフ場跡地 | 134.6 | 6 | 工事中 |
| メガソーラー市島発電所 | 丹波市市島町 | ゴルフ場計画地の跡地を利用した残土処分場 | 119.1 | 2.6 | 工事中 |
| パシフィコエナジー-赤穂メガソーラー発電所 | 赤穂郡上郡町 | ゴルフ場跡地 | 208.4 | 6 | 工事中 |
| ハップ上郡発電所 | 赤穂郡上郡町 | 山林 | 33 | 1 | 工事中 |
| A発電所 | 南あわじ市阿万東町 | 山林 | 22 | 0.7 | 未着工 |
| B発電所 | 姫路市砥堀 | 山林 | 169.6 | 5.7 | 未着工 |
| C発電所 | 姫路市安富町 | 山林 | 15.1 | 0.7 | 未着工 |
| D発電所 | 三田市上本庄 | ゴルフ場跡地 | 231.3 | 8.5 | 未着工 |
| E発電所 | 赤穂郡上郡町 | ゴルフ場跡地 | 55.6 | 6.3 | 未着工 |

表2 太陽光条例における届出状況 (平成29年7月～令和元年6月末)

| 年度 | 森林 [※] | | ため池 | | 田畑 | | 宅地 | | その他 | | 計 | |
|-----|-----------------|---------|-----|---------|----|---------|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| | 件数 | 面積 (ha) | 件数 | 面積 (ha) | 件数 | 面積 (ha) | 件数 | 面積 (ha) | 件数 | 面積 (ha) | 件数 | 面積 (ha) |
| H29 | 24 | 107.2 | 8 | 12.5 | 6 | 2.9 | 1 | 0.5 | 16 | 21.6 | 55 | 144.7 |
| H30 | 20 | 522.0 | 11 | 14.3 | 19 | 7.8 | 4 | 21.6 | 12 | 13.0 | 66 | 578.7 |
| R元 | 5 | 8.9 | 7 | 11.0 | 2 | 1.1 | 3 | 9.2 | 2 | 10.1 | 19 | 40.3 |
| 計 | 49 | 638.2 | 26 | 37.7 | 27 | 11.8 | 8 | 31.4 | 30 | 44.7 | 140 | 763.8 |

※ゴルフ場跡地を含む。

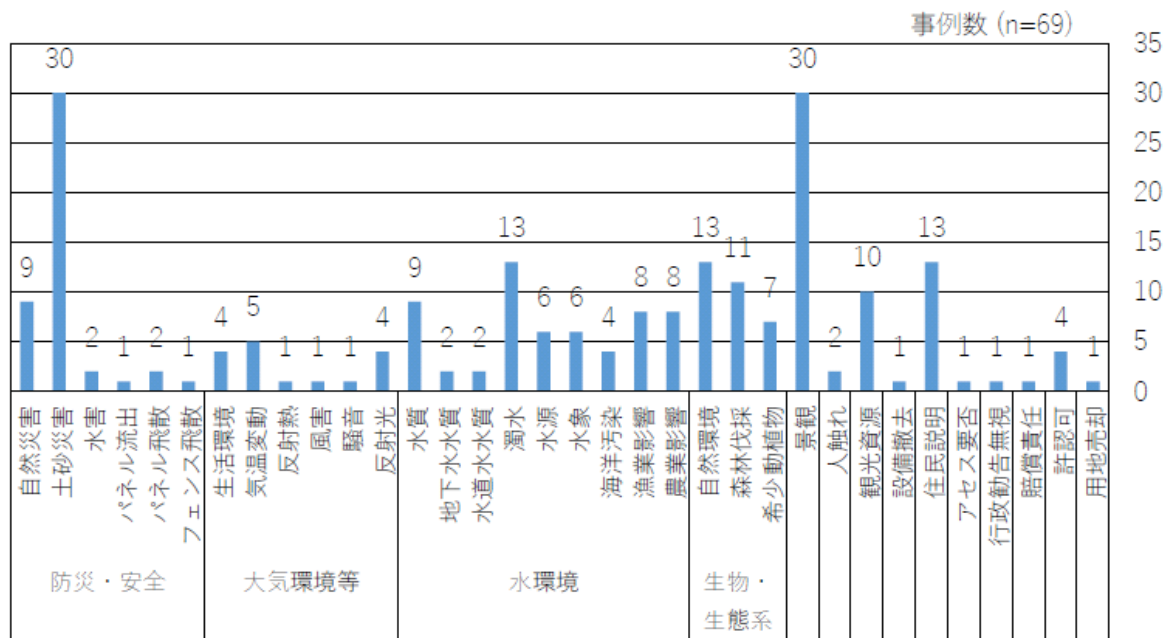
四捨五入の関係で計が合わないことがある。

(環境影響評価室調べ)

2 太陽光発電所の設置による環境影響等

(1) 全国の状況

全国の新聞掲載事例調査結果（調査期間：平成 28 年 1 月 1 日～平成 30 年 7 月 11 日）では、太陽光発電所の設置により、①土砂災害等の自然災害の発生、②景観への影響、③濁水の発生や水質への影響、④森林伐採等の自然環境への影響、⑤住民説明の不足などの問題が顕在化している。



太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（2019年3月より）

他の面整備事業では通常見られない住居地域の近接した斜面に設置される事例や、平地に大規模に設置される事例がある。



森林を伐採し、人家背後に設置される例



100ha を超える大規模事例

図2 太陽光発電所の設置例（環境省の検討会資料より抜粋）

(2) 兵庫県 の 状況

兵庫県での太陽光発電所による健康影響に係る苦情等の例は、以下のとおりであった。

- ① 苦情が寄せられた事業実施前の土地利用では、「林地」が最も多く、「国立公園」や「風致地区」を含むものもあり、「工場跡地」は1件であった。
- ② 苦情が寄せられた事業実施前の地形では、「大部分が斜面であり、一部が平坦な地形」が最も多かった。
- ③ 苦情等の内容は、「工事中の騒音・振動」、「供用時の騒音」、「景観」、「反射光」、「土砂災害」等であった。
- ④ 面積の大小に関わらず、苦情等は発生している。

太陽光発電施設における環境影響評価に係る実態把握調査（環境省 H30.9）への兵庫県の回答より。（調査方法：県民局環境課へ照会）

3 太陽光発電事業のアセス法対象への追加

(1) 中央環境審議会答申

中央環境審議会から「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について」（2019年4月）として、以下の答申が出された。

【内容】

- ① 大規模な太陽光発電事業を環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「アセス法」という。）の対象とすべき。
- ② 他の面整備事業の規模要件^{*}の水準並びに面積と出力との関係を踏まえ、第一種事業は4万kW以上を、第二種事業は3万kW以上4万kW未満を規模要件とすることが適当。
- ③ 工事中の粉じん・騒音・振動、水の濁り、土地の安定性、動物・植物・生態系、景観・人と自然とのふれあい活動の場、廃棄物、パワーコンディショナーからの騒音、反射光等を環境影響評価項目として選定
- ④ 地域との共生に向けた様々な施策を総合的に進め、太陽光発電事業の適切な導入促進を図ることが重要。

^{*}アセス法では、面整備事業の規模要件については、施行区域の面積100ha以上を第一種事業、その75%に相当する75ha以上を第二種事業とすることを基本としている。

(2) 環境影響評価法施行令の改正

環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号。以下「施行令」という。）を改正する政令が令和元年7月5日に公布され、施行日は令和2年4月1日とされた。

【内容】

- ① 対象事業の規模要件
出力が4万kW以上である太陽電池発電所の設置の工事業を第一種事業とし、出力が3万kW以上4万kW未満である太陽電池発電所の設置の工事業を第二種事業とする。変更の工事においても同様とする。
- ② 軽微な修正の要件
発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が修正前の対

象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

③ 軽微な変更の要件

発電所の出力が 10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

4 太陽光発電所の設置に係る関係法令等

兵庫県で太陽光発電所を設置する場合の関係法令としては主に以下の3つがあり、それぞれ、目的や審査の観点等が異なる。

表3 各法令の目的等

| 法令 | 目的等 | 内容 | 審査の観点 | | 手続開始時期 |
|-----------------------|--|--|--|---|-----------------------------------|
| アセス法 アセス条例 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境影響評価に関して必要な手続を定める ●環境の保全と創造について適正な配慮 | 事業者自らが環境影響について調査・予測・評価を行い、結果を公表、一般や自治体等から意見を聴き、事業内容に関する決定に反映させることにより、事業が環境保全に配慮して行われるようにする | ベスト追求型 (各法令に基づく基準は守られているという前提) | 大気質、水質、動植物、景観、廃棄物等に対し適切な環境配慮がされているか | 事業計画立案段階 (着工の約3年以上前) |
| 大規模開発要綱 (H29.1 変更) | <ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画法の円滑な施行と国土の適正な利用 ●無秩序な土地利用の防止 | 開発行為を行うのに要する法令等の手続に入る前に事前に協議を行い知事の同意を得る | 基準クリア型 (各法の基準) | 個別法(森林法、道路法、急傾斜地法等)の許可等の取得が見込まれる事業かどうか | 事業位置・規模決定後 (着工の約1～1年半前) |
| 太陽光条例 (H29.3 制定) | <ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定める ●太陽光発電施設等と地域環境との調和 | 太陽光発電等を設置する際に施設基準への適合、近隣関係者への説明、事前の届出を行う | 基準クリア型 (施設基準) | 施設基準(景観、緑地保全、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置等)を満足するか | 事業実施直前 (着工の60日前) |

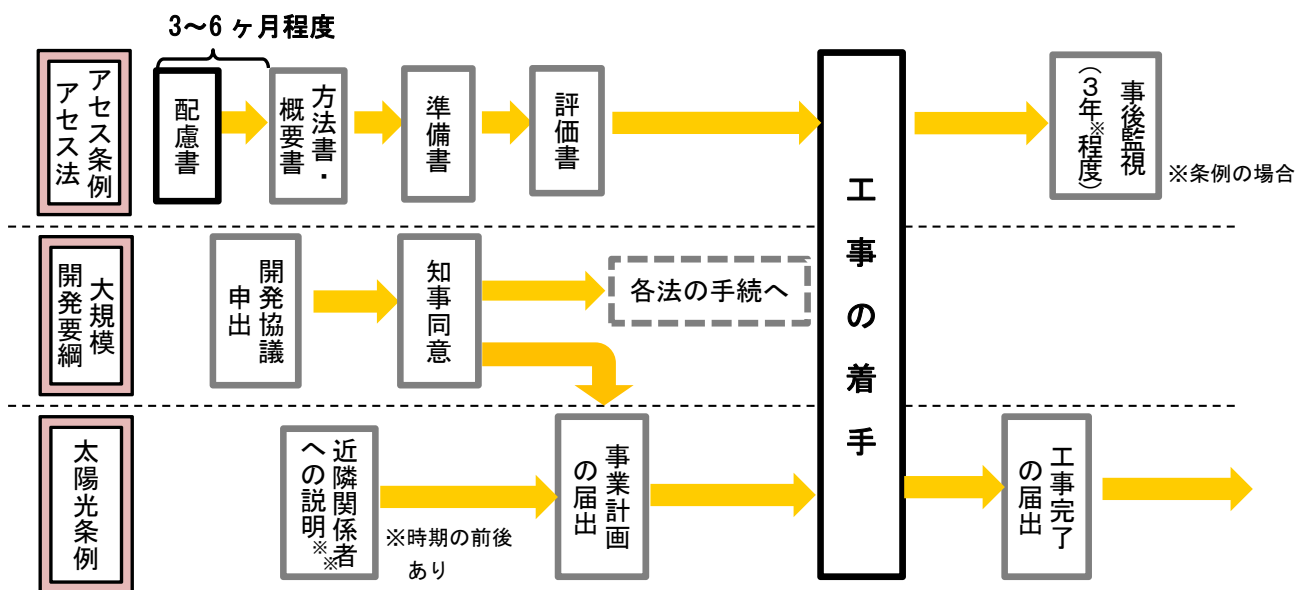


図3 各法令等のフロー

表4 太陽光発電所の設置に関する法令の対象規模

| 規模 法令 | 0～75ha | 75～100ha (3万kW相当～) | 100ha～ (4万kW相当) |
|-------------------------|-----------|--------------------------|-----------------------|
| アセス法(改正後) (R2.4.1予定) | (対象外) | [第2種事業] アセス実施のスクリーニング | [第1種事業] アセス手続、事後調査 |
| アセス条例 | (対象外(現在)) | | |
| 大規模開発要綱 | 対象外 | 10ha～ | |
| 太陽光条例 | 対象外 | 0.5(一部0.1)ha～ | |

5 太陽光発電所のアセス条例対象への追加の必要性

(1) 太陽光発電所をめぐる社会情勢の変化

固定価格買取制度創設前(平成24年度より前)は太陽光発電所の設置件数も少なく、また、設置されたとしても遊休地への設置が多かった。

しかし、固定価格買取制度創設後、買取価格の高さもあり事業収益性が高まったため、急激に太陽光発電所の設置が進み、また大規模化、さらには敷地を開発してまで設置する例(市街地や平坦地だけでなく山林や通常開発が行われない急斜面地への設置)が増加した。

その結果、設置工事や供用による周辺住民の生活環境への影響が危惧されるようになってきた。

一方、このような社会情勢の変化を受け、国において太陽光発電事業のアセス法対象化の検討が始まり、平成31年4月に中央環境審議会から答申が出された。

このたび、国が施行令を改正(令和元年7月5日改正、令和2年4月1日施行)し、太陽光発電事業をアセス法の対象事業に追加することから、県においても法と条例の一体的な運用を図るため、太陽光発電所をアセス条例の対象事業へ追加することが考えられる。

(2) 関係法令の関係性

① アセス法(改正後)

ア) 対象事業規模

第一種事業では出力(交流)4万kW(事業区域面積100ha相当)以上のものがアセス法の対象であるため、大規模な太陽光発電事業しか対象とされない。

イ) 事後調査

事後調査を行う条件が限定されており、実施回数も1回のみであり、行政への報告書の提出義務もない(公表のみ)。

② 大規模開発要綱

県土の適正な利用と無秩序な土地利用の防止が目的であり、事業位置・規模決定後の手続となる。

③ 太陽光条例

太陽光発電施設等と地域環境との調和が目的であり、事業実施直前の手続となる。

(3) 追加の必要性

(1) 及び (2) を踏まえると、現在、アセス条例の対象となっていない太陽光発電事業についても計画立案段階から調査・予測・評価及び環境保全措置の実施を義務づけるべきであり、また、事後監視調査の確実な実施、事後監視調査報告書の県への提出がされるようにするべきである。

これらを担保する透明性の高い環境影響評価手続を実施していくことで、住民の不安を軽減し、太陽光発電所と地域との共生を図って行く必要がある。

6 太陽光発電所の追加について

以上のことから、太陽光発電所をアセス条例の対象事業に追加することが適当である。また、規模要件の指標については、太陽光発電所の設置は面的な開発の側面が強いため、面積(ha)で設定することとし、事業規模は以下のとおりとすることが適当である。

(1) アセス条例対象とする事業規模

兵庫県内では、遊休地に加え、山林の伐採や斜面地の開発により、小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化している。

このため、小規模な太陽光発電所の設置であっても、事業者が環境影響評価の結果を事業内容に関する決定（開発行為の許認可等）に反映させることにより、事業が環境の保全等に配慮して行われるようにすることが重要である。

一方、太陽光条例の届出実績では、面積ベースでは、事業区域面積 5 ha 以上の設置案件が届出全件の 81% を捕捉しており、山林での事業区域面積 5 ha 以上の設置案件が自然改変に係る届出全件の 86% を捕捉している。

以上のことから、アセス条例で対象とする太陽光発電所の事業規模は「事業区域面積 5 ha 以上」の新設及び増設とすることが適当である。

【太陽光条例の届出実績】（平成 29 年 7 月～令和元年 6 月末）

（事業区域面積：0.5ha 以上。一部市町は 0.1ha 以上。）

- 届出全件の延べ事業面積のうち、
5 h a 以上の延べ事業面積が占める割合・・・618ha/764ha=81%
- 自然改変に係る届出全件の延べ事業面積のうち、山林での
5 h a 以上の延べ事業面積が占める割合・・・584ha/676ha=86%

(2) 地域特性

自然環境への影響が大きくなるのは、山地や森林等で伐採して大規模太陽光発電所を

設置する場合であることから、これらの地域（アセス条例の特別地域※）においては特に配慮する必要がある。

また、アセス条例の特別地域以外の地域であっても、通常は事業用地に利用できないような地形の土地に太陽光発電所が設置される事例があり、造成工事に伴う粉じんや水の濁りの発生、太陽光パネルによる景観の悪化等の影響があることから、特別地域と区別することなく、一律の規模要件を当てはめることが適当である。

※ アセス条例の特別地域

→ 環境の保全と創造について特に配慮すべき地域：

鳥獣保護区、保安林の区域、国定公園の区域、自然環境保全地域、自然公園の区域等

以上

【審議経過】

| | |
|------------|------------------------------------|
| 2019年3月12日 | 環境影響評価対象事業の追加並びに環境影響評価指針の改正について 諮問 |
| 2019年6月7日 | 環境影響評価対象事業の追加（太陽光発電所）について 審議 |
| 2019年8月2日 | 環境影響評価対象事業の追加（太陽光発電所）について 審議 |
| 2019年9月26日 | 環境影響評価対象事業の追加（太陽光発電所）について 一次答申 |

環境影響評価審査会 委員

| 氏名 | 職業又は役職名 |
|--------|---------------------------|
| 遠藤 知二 | 神戸女学院大学 人間科学部教授 |
| 大迫 義人 | 兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科 教授 |
| 小谷 通泰 | 神戸大学名誉教授 |
| 上甫木 昭春 | 大阪府立大学 名誉教授 |
| 川井 浩史 | 神戸大学 内海地域環境教育研究センター教授 |
| 近藤 明 | 大阪大学大学院 工学研究科教授 |
| 澤木 昌典 | 大阪大学大学院 工学研究科教授 |
| 島 正之 | 兵庫医科大学 医学部教授 |
| 菅原 正孝 | 大阪産業大学 名誉教授 |
| 住友 聰一 | (公財)ひょうご環境創造協会 環境技術専門員 |
| 田中 みさ子 | 大阪産業大学 人間環境学部教授 |
| 中畠 一憲 | 兵庫県立大学 環境人間学部 准教授 |
| 中野 加都子 | 甲南女子大学 人間科学部教授 |
| 西田 修三 | 大阪大学大学院 工学研究科教授 |
| 西村 多嘉子 | 大阪商業大学 名誉教授 |
| ◎ 服部 保 | 兵庫県立大学 名誉教授 |
| 花田 眞理子 | 大阪産業大学大学院 人間環境学研究科教授 |
| 藤川 陽子 | 京都大学 複合原子力科学研究所准教授 |
| 増沢 陽子 | 名古屋大学大学院 環境学研究科准教授 |
| 益田 晴恵 | 大阪市立大学大学院 理学研究科教授 |
| 三橋 弘宗 | 兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師 |
| ○ 山下 淳 | 関西学院大学 法学部教授 |
| 横山 真弓 | 兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授 |

◎：会長、 ○：副会長